

|                  |                                                                                                                                                                                                                   |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | 17-18世紀北インドにおける都城について                                                                                                                                                                                             |
| Sub Title        | An introduction to the study of towns (kasbas) of North India in 17th and 18th centuries                                                                                                                          |
| Author           | 佐藤, 正哲                                                                                                                                                                                                            |
| Publisher        | 慶應義塾経済学会                                                                                                                                                                                                          |
| Publication year | 1990                                                                                                                                                                                                              |
| Jtitle           | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.82, No.特別号-II (1990. 3) ,p.136- 155                                                                                                                                       |
| JaLC DOI         | 10.14991/001.19900302-0136                                                                                                                                                                                        |
| Abstract         |                                                                                                                                                                                                                   |
| Notes            | 中村勝己教授退任記念論文集：東洋および日本経済史・思想史                                                                                                                                                                                      |
| Genre            | Journal Article                                                                                                                                                                                                   |
| URL              | <a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19900302-0136">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19900302-0136</a> |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 17～18世紀北インドにおける都城について<sup>(1)</sup>

佐藤 正 哲

### はじめに

ムガル帝国は、広大な直轄地を権力基盤とする最大最強の「王」であるムガル皇帝が、所領を安堵した大小の領主・豪族層を禄位・知行制を介して直接かつ個別的に、しかもこれを束ねてその上に君臨・支配する体制であった。したがって、ムガル帝国の構造を明らかにするためには、一方では直轄地の研究が必要であると同時に、他方では帝国との諸関係を媒介にして大小の領主・豪族層の所領の研究が必要である。筆者は、こうした観点からヒンドゥー大領主の王国コーターをとりあげ、帝国とコーター王国との関係、これをささえるコーター王権の所領支配の構造をさまざまな角度から追求してきた。<sup>(2)</sup> 本稿もまた、コーター王国において、「カスバー」(kasbā) と呼ばれる「都市」の構造を、村落との関係を踏まえて分析しようとする一連の研究の一環をなすものである。

ムガル期インドの内陸「都市」(以下、断りのない限り、これを「都市」と呼ぶが、後に「都城」と呼びかえるについては後述する) は、一般にアラビア語起源の「都市」(town) を意味する「カスバー」(kasbā < qasba) でもって呼ばれていたが、なかには「大きな町」(big town, city) を意味するアラビア語の「バルダ」(balda) あるいはペルシア語の「シャハル」(shahr) をつけて呼ばれる「都市」<sup>(3)</sup> もあった。皇帝アクバルの治世(1556-1605)下のムガル帝国では、120の「大都市」(big cities) と3,200の「都市」(カスバー) が存在したとされている。<sup>(4)</sup> スィング(M. P. Singh)氏は、「都市」(カスバー)は通常パルガナー(parganā)と呼ばれる郡の行政府の所在地(郡都)であるから、郡の数から帝国の「都市」の数を推しはかることができるとし、その数を1647年に4,350、1720年には4,716<sup>(5)</sup>であったと推定している。

注(1) 中村勝己先生は、筆者に学問への情熱の灯をともして下さったのみならず、学問することの意味、生きることの厳しさを身をもって教えて下さり、また筆者の西洋経済史研究から東洋経済史研究への方向づけを与えて下さいました。ここに長年にわたる先生の深い学恩に感謝し、御退任後もますます御元気で御活躍されるよう心からお祈りします。

(2) 拙著『ムガル期インドの国家と社会』、春秋社、1982年。拙稿「17～18世紀北インドにおける政治権力と宗教」(I)～(IV) 亜細亜大学経済学会『経済学紀要』第10巻第1号、第11巻第3号、第12巻第3号、第13巻第3号、1985～87年、1989年などを参照。

(3) Singh, M. P., *Town, Market, Mint and Port in the Mughal Empire, 1556-1707 (an Administrative-cum-Economic Study)*, New Delhi, 1985, p.1.

(4) Naqvi, H. K., *Urban Centres and Industries in Upper India, 1556-1803*, Bombay, 1968, p.81.

(5) Singh, M. P., *op. cit.*, p.29.

こうした「都市」の社会経済史的研究は、商業、商品流通、交易路、各地における特産物生産の発展、市場(町)の形成と都市化、海上貿易と海港「都市」など、「都市」と関連し、その政治・社会・経済に言及する研究をふくめるならば、その量はきわめて多く、また我国でも近藤治氏や長島弘氏が研究論文を発表されている<sup>(6)</sup>。しかしながら、「都市」とその構造を直接の対象とした研究はきわめて少なく、ムガル時代史、ひいてはムスリム支配期インド史の研究においてもっとも立ち遅れている分野の一つである<sup>(7)</sup>。しかも、これまでの研究は、「都市」の構造を究明しようというよりも、どちらかといえば、ムスリム支配期インドにおける社会経済的發展という視点から「都市」を見、「都市」においてその發展を確認しようという傾向が強いように感じられる。<sup>(8)</sup>

また、研究対象としてとりあげられている「都市」も、依拠する史料が帝国の統治関係の史料とヨーロッパ人旅行者の記録が主となっているため、帝国直轄地の「大都市」が中心となっている。すぐれた「都市」研究をおこなっているナクヴィ(Naqvi)女史も、人口60万前後のデリー、ラーホール、アグラ、人口20万ほどのパトナ、ベナーレスといった「ムガル帝国の一級都市」や「それにつぐランク」の「都市」など、いずれも「大都市」をとりあげており、また「都市」(カスパー)を正面からとりあげている前記のシング氏も、海港「都市」スーラトのほか、帝国各地の主として「大都市」の事実をいろいろ拾いあげて論じているが、その中心は制度史的研究である<sup>(9)</sup>。したがって、史料の性格による所もあるが、「都市」の構造を特定の地域に立脚して体系的にとらえるというわけにはゆかず、大領主の所領に存在する中小の「都市」はほぼ考察の対象からはずされている。<sup>(10)</sup>

さきに言及したように、筆者は本稿をふくめて、17～18世紀ムガル期インドの「都市」および「都市」と「村落」(gaon, mauzā <mauza>)との関係に関する数本の論文を用意しているが、その

---

注(6) 近藤 治「ムガル朝時代を中心とするインド国内交易路の変遷について」『追手門学院大学文学部紀要』第15号、1981年。同「ムガル朝インドの商品流通」『中世史講座』3(中世の都市)、学生社、1982年。長島 弘「十六世紀インド海上貿易の構造—主要貿易品の分析を中心として—」『東洋史研究』第35巻第2号、昭和51年。同「十七世紀北インドにおけるアイの生産と流通—バーナ地方を中心として—」『史林』63巻4号、1980年。同「ムガル帝国下のパニヤ商人—スーラト市の場合—」『東洋史研究』第40巻第4号、昭和57年。同「16, 17世紀グジャラートにおける海上貿易と国家—M. N. ビアソン氏の所説をめぐって—」『長崎県立国際経済大学論集』第18巻第1号、1984年。

(7) 我国では木村雅昭氏が、大著『インド史の社会構造』、創文社、1981年の第3章第4節「アジア的専制権力の意味—インドの内発的近代化の可能性をめぐって」(同書、264～306頁)として、インドの「都市」論、インド社会論を展開されている。木村氏の所説は、Max Weberの「都市論」ないし「東洋社会論」の精緻な研究を土台として、その延長線上に展開されている。かつて筆者は、同氏の所説をそのごく一面のみをとりあげて批判したことがある(前掲拙著、11頁注(6))が、木村氏の「インド都市論」は同氏のインド社会把握の中心的位置をしめているので、その実証面での問題はもちろんのこと、Weberの都市論をふくめ、筆者の今後の研究過程のなかで、あらためて論じてゆきたい。

(8) そうした研究については、注(5)の近藤氏および長島氏の諸論文の注に掲げられている文献を参照。

(9) Naqvi, H. K., *op. cit.*, pp. 18, 34, 82, 91, 104, 126.

(10) Singh, M. P., *op. cit.* なお、海港「都市」スーラトに関するすぐれた研究として、Gokhale, B. G., *Surat in the Seventeenth Century, A Study in Urban History of pre-modern India*, Bombay, 1979. がある。

意図するところは コーター王国という地域に即して、「都市」の構造を体系的に把握しようとするところにある。旧コーター（Kōṭā）王国は、現ラージャスタン州東南部のコーター県とジャーラーワル県（Jhālāwar District）およびその周辺に該当する地域である。ムガル時代の王都コーターは、<sup>(11)</sup>人口数万を擁する「中都市」として、王国に存在する数十の「小都市」に政治的一行政的支配を及ぼし、そして「小都市」はその傘下にある群小の村落の政治的、経済的、社会的な結節点としての存在であった。コーター王国の史料にもとづいて、即ち帝国の地域レベルにおいて「都市」を覗いてみると、さきに述べた帝国の統治関係の史料や旅行者の記録とは異なった、しばしば具体的な「都市」の姿の一部をみることができる。例えば、「都市」であるからといって、必ずしも「郡都」ではなく、また「郡都」はつねに「都市」であるとは限らず、「村落」が「郡都」である場合さえあった。なかには、「都市」に成長し、あるいは「都市」の地位を与えられる「村落」もあれば、「都市」から「村落」へと呼称が変更されたのか、それとも「都市」の地位から格下げされたのか、そのような事例もみられた。そこからは、「都市」とは何か、「都市」と「村落」との相異はどこにあるのか、「都市」の資格ないし条件とは何か、といった課題の究明が要請されることになる。それはまた究極的にはムガル帝国の構造とその支配とは何かを問うことである。

本稿は、さきに述べたような筆者の「都市」研究の一環として、コーター王国で「カスパー」と呼ばれる「中小都市」を対象とし、上記のような「都市」の諸問題を史料のなかからとり出して検討し、当時の「都市」の種々な相を垣間みることを意図している。これによって、インドの「都市」とは何か、という問題への足がかりをつかんでゆきたい。

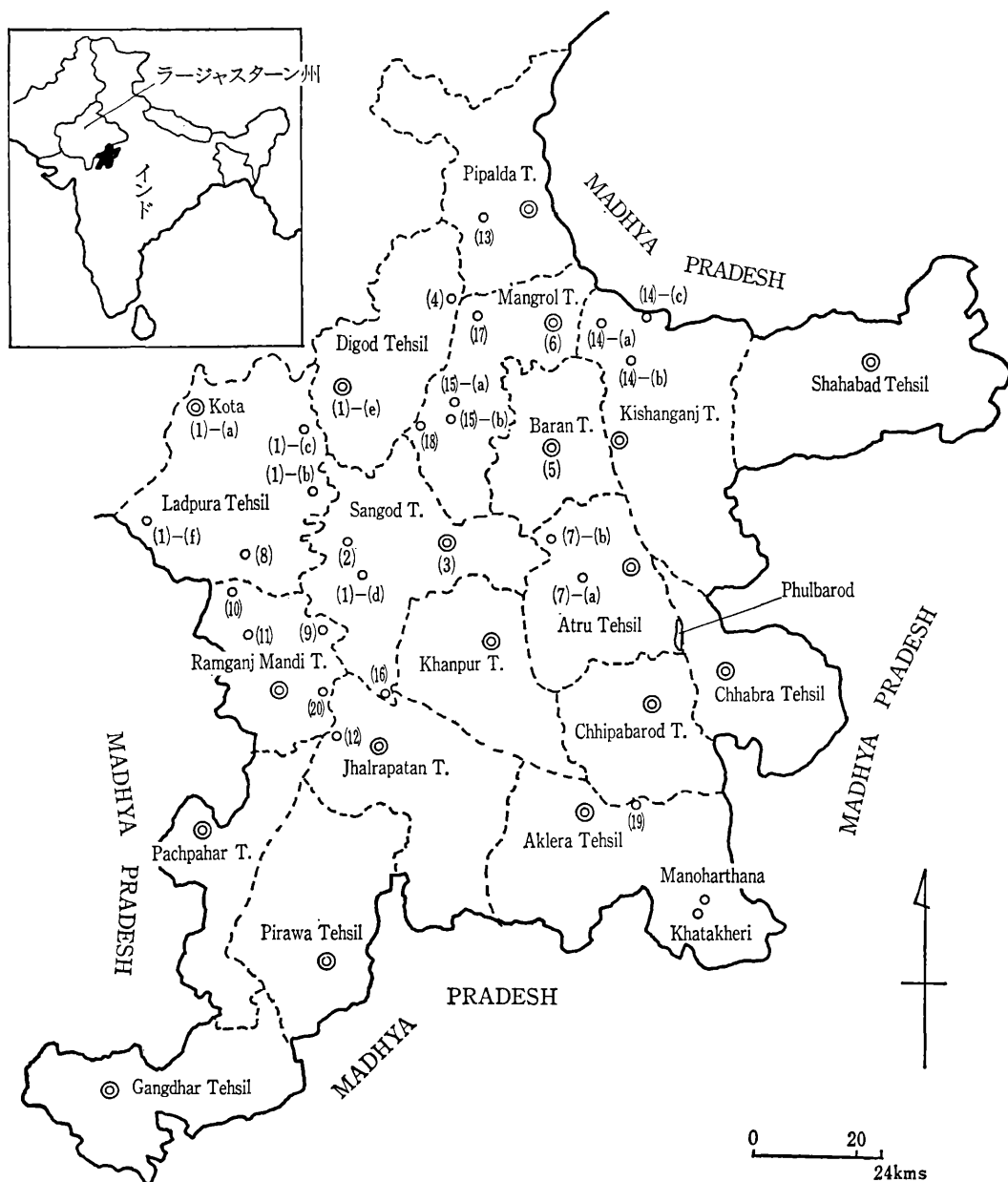
なお、当時の北インドの「<sup>カスパー</sup>都市」の地理的領域は、今日でも地方によってはなお確認することができるが、一般に城壁で囲まれていて住民が居住している部分（このほかに農地をも含んでいる）と、城壁の外に広がる農地と荒蕪地（可耕荒蕪地も含む）の部分とから成っていた。これは「村落」の地理的領域と同様に「chak」という用語で表現され、その広さを「chak bighā」（bighā は広さの単位で、1 ビーガー＝8 分の 5 エーカー）と呼んでいた。こうした「カスパー」を「都市」という用語で表現することは、ともすれば西洋の「都市」を連想することになりかねないので、以下では西洋の「都市」と一応区別するため、「カスパー」を一般的な呼称として「都城」と呼び、当該の郡に唯一の「都城」であるとか「郡都」である場合には、必要に応じてこれを「郡城」と呼ぶことにしておきたい。

## I 第1表の説明

17世紀後半からムガル帝国に臣従していた大領主たちの自立化が次第に進み、かれらは帝国への貢献と引き換えに、帝国政府に対して自己の所領周辺に知行地や徴税請負地の授与を要求し、これ

注(11) コーター市の人口は、1881年に40,270人。Hunter, W. W., *The Imperial Gazetteer of India*, vol. VIII, 2nd ed., London, 1886, p. 308.

# KOTA & JHALAWAR DISTRICTS



注(1) (1)~(20)の番号が付されている○印および⊙印は、第1表に記されている郡(Parganā)ないし郷(Tafā)の郡都または都城の位置を示す。

(2) ⊙印は現在の郡都の所在地、郡都名は、Ladpura 郡を除き、郡(Tēhsil)名と同じである。なお T.は Tehsil の略称である。

を獲得して恒久化をはかるとともに、所領周辺の帝国領への蚕食を陰に陽におこない、所領を拡大する傾向にあった。また帝国政府にしても、帝国各地での反乱の鎮圧その他でかれらの助力を仰がねばならず、かれらへの依存がませばますほど、かれらの要求を認めざるを得なくなり、大領主たちの所領周辺への所領化の動きは一層進展していった。<sup>(12)</sup>

コーター王国も S. 1770 (西暦1713) 年代には、今日のコーター県とジャーラーワル県とを合わせた地域、合計40にのぼる郡郷に支配を及ぼすようになっていた。コーター王国政府は、当時の政治的理由と軍事情勢から王国を二つの管区 (jilā, tālka) に分け、それぞれに中心的な郡であるナンドガオン (Nandgaon) とバルサーナー (Barsānā) の名称を付し、40の郡郷をいずれかの管区に所属させた。<sup>(13)</sup><sup>(14)</sup>

第1表はナンドガオン管区の都城と村落をその広さにおいて比較するために、筆者が主にタクсім (taksīm <taqsīm>) と呼ばれる文書に依拠して作成したもので、以下この表に説明を加えてゆきたい。なお、バルサーナー管区の郡郷については、帝国の知行として他の大領主などにしばしば与えられたため、コーター王国の知行として、さらには所領として安定するようになるのが比較的遅く、またそれ故にその関係の史料もナンドガオン管区の郡郷に比べて少ないので、本稿では必要な時に限って言及することにして、第1表への掲載は煩雑かつ複雑になるので省略した。

第1表の左端に(1)から(20)までの番号を付した20の郡名は、いずれも S. 1799 (1742) 年のナンドガオン管区を構成している郡で、(19)チャーチュルニー郡を除けば、当時のコーター王国の北半分、今日のコーター県のなかにおさまる地域である。郡名の欄の括弧内の名称は、本稿が対象としている時代に変更された郡名である。S. 1799年当時すでにコーター郡からナンドガオン郡への郡名の変更が、したがって同時に郡都の名称の変更もおこなわれていた(1)ナンドガオン(コーター)郡を除くと、他の(7)アートーン(クンジョール)、(14)ラームガル・ラヘラーワン(ジャイトプル)、(15)バーラーケーラー(アンター)は、当時いずれも括弧内の郡名への変更が進行中で、過渡期の措置として新旧の名称が史料に並記されている郡である。郡名と同じ欄に記されている括弧内の数値は、S. 1774 (1717) 年の新「検地」(māpyā) 時のそれぞれの郡の本村 (asli gaon) 数で、分村 (dākhil or mājra gaon) の数は除かれている。

郡名欄の右の都域名の欄についてみると、(1)ナンドガオン郡は、(1)―(a)ナンドガオン郷をはじめとする6つの郷 (tafā, tapā) に分けられ、それぞれの郷には郷と同名の都城に郷の行政府がおかれ

注(12) 前掲拙著、「序論」および「総説」を参照。

(13) S. はヴィクトラム・サンバット (Vikram Samvat) 暦の略で、これから57を引けば、一応西暦年度が出る。以下で S. 暦のあとの括弧内の数値および S. 暦の記されていない年度は西暦である。

(14) 拙稿「ムガル時代末期におけるラージプート王国の所領拡大について」亜細亜大学経済学会『経済学紀要』第11巻第1号、1986年を参照。

(15) Taksīm Parganāwār, S. 1711~1871, Bastā Nos. 1/1~25, Bhandār No. 6, Rajasthan State Archives, Bikaner. 本稿が利用しているラージャスターン語の史料については、前掲拙著、40~47頁および筆者の関係論文を参照。

ていた。これらの郷は、ナンドガオン郡の村数が比較的多いので設けられたのか、それとも各々の郷はもともと郡として独立していたが、政治的理由その他でナンドガオン郡の郷として編成されるようになったのか、その点はわからない。

この右の都城の面積 (chak bighā) の欄は、旧「検地」、新「検地」、S. 1825~40 (1768~83) 年の三つの年度の数値を記載している。旧「検地」がいつおこなわれたかは不明であるが、諸種の史料から遅くとも S. 1711 (1654) 年以前にさかのぼると考えられる。一見して数値はきわめて大まかなものであるから、政府が役人を派遣して実際に「検地」をおこなったというよりも、都城や地域の支配者・有力者に「指出し」という形をとらせた数値ではないかと推定される。S. 1774 (1717) 年

第1表

| 番号   | 郡名<br>(村数)                           | 都 城 名                                                                                   | 都城の面積 (単位: ビーガー)                                    |                                                          |                                                     | 村の平均面積<br>(単位: ビーガー)<br>S. 1774年 |
|------|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|----------------------------------|
|      |                                      |                                                                                         | 旧 検 地                                               | S. 1774年                                                 | S. 1825~40年                                         |                                  |
| (1)  | Nandgaon (Kōṭā)<br>(239)             | (a)Nandgaon (Kōṭā)<br>(b)Araṇḍkhēṛā<br>(c)Kēthōn<br>(d)Kanwās<br>(e)Dighōḍ<br>(f)Rāīpur | 2,075<br>6,490<br>10,000<br>14,320<br>24,110<br>800 | ( 2,075)<br>8,744<br>11,009<br>13,000<br>16,110<br>1,012 | 1,200<br>7,044<br>4,619<br>7,900<br>12,461<br>1,012 | 1,944                            |
| (2)  | Awān ( 14)                           | Awān                                                                                    | 20,000                                              | 10,001                                                   | 10,001                                              | 2,473                            |
| (3)  | Sāṅḡōḍ ( 69)                         | Sāṅḡōḍ                                                                                  | 6,000                                               | 8,739                                                    | 8,739                                               | 1,950                            |
| (4)  | Baṛōḍ (101)                          | Baṛōḍ                                                                                   | 10,000                                              | 14,689                                                   | 12,714                                              | 2,835                            |
| (5)  | Bārān (102)                          | Bārān                                                                                   | 32,000                                              | 42,308                                                   | 34,142                                              | 4,690                            |
| (6)  | Māṅgrōl ( 72)                        | Māṅgrōl                                                                                 | 26,000                                              | 18,985                                                   | 14,924                                              | 2,506                            |
| (7)  | Āṭōn (Kunjōṛ)<br>( 43)               | (a)Āṭōn<br>(b)Kunjōṛ                                                                    | 11,000<br>7,000                                     | 11,139<br>11,303                                         | 11,139<br>11,303                                    | 2,969                            |
| (8)  | Madhkargaṛh ( 27)                    | Madhkargaṛh                                                                             | 3,350                                               | 2,837                                                    | 2,827                                               | 1,591                            |
| (9)  | Ghāṭī ( 49)                          | Ghāṭī                                                                                   | 800                                                 | 663                                                      | 663                                                 | 1,276                            |
| (10) | Ghāṭōlī ( 21)                        | Ghāṭōlī                                                                                 | 4,600                                               | 4,811                                                    | 4,811                                               | 1,795                            |
| (11) | Chēchat ( 11)                        | Chēchat                                                                                 | 5,400                                               | 10,035                                                   | 10,085                                              | 2,828                            |
| (12) | Urmāl ( 75)                          | Urmāl                                                                                   | 3,000                                               | 2,805                                                    | 2,805                                               | 1,472                            |
| (13) | Iṭāwā ( 13)                          | Iṭāwā                                                                                   | 30,000                                              | 21,166                                                   | 22,000                                              | 6,211                            |
| (14) | Rāmgaṛh Rahelāwan<br>(Jaitpur) ( 60) | (a)Rāmgaṛh<br>(b)Rahelāwan<br>(c)Jaitpur                                                | 7,000<br>8,000<br>3,000                             | 4,931<br>7,625<br>2,884                                  | 4,931<br>7,625<br>2,884                             | 2,996                            |
| (15) | Bālākhēṛā (Antā)<br>( 11)            | (a)Bālākhēṛā<br>(b)Antā                                                                 | 6,000<br>5,000                                      | 5,117<br>7,431                                           | 5,000<br>7,431                                      | 3,412                            |
| (16) | Gāgrōn ( 42)                         | Gāgrōn                                                                                  | 1,600                                               | 800                                                      | 800                                                 | 896                              |
| (17) | Siswālī ( 11)                        | Siswālī                                                                                 | 12,500                                              | 22,081                                                   | 19,106                                              | 3,577                            |
| (18) | Palāithā ( 87)                       | Palāithā                                                                                | 5,500                                               | 8,535                                                    | 8,535                                               | 1,951                            |
| (19) | Chāchurnī ( 29)                      | Chāchurnī                                                                               | 3,689                                               | 2,900                                                    | 2,900                                               | (1,220)                          |
| (20) | Saket ( 81)                          | Saket                                                                                   | —                                                   | —                                                        | 7,500                                               | (3,583)                          |

の新「検地」は、王国一斉におこなわれたように記されているが、タクシーム文書などを仔細に調べると、郡によっては、また都城や村によっては1～2年の遅れもあったようである。S. 1772 (1715) 年にその地租 (*hās il*) がナートドゥワラー (*Nāthdwārā*) の著名な寺院シュリー・ナート・ジー (*Shrī Nāth ji*) に寄進された王都ナンドガオンのように、寺院やバラモンなどに施与地 (*udak*) として寄進された都城や村落は概して「検地」が実施されておらず、また有力な領主・知行者のなかにも彼らが支配する都城や村が「検地」を免れている場合があった。そうした場合の史料の記載は、旧「検地」の数値が記されていることが多い。その後、都城や村によっては、時おり「検地」ないし「土地調査」がおこなわれ、主としてタクシーム文書にはその調査の内容と結果が記されているので、S. 1825～40年の欄はそうした結果を記したものである。年度に幅をもたせたのは、同一年度のタクシーム文書が揃わず、また王国一斉におこなわれる「検地」も大分時代が下るようなので、新「検地」の年度から60年前後の間隔を設定したわけである。

右端の欄は、S. 1774年の新「検地」時のそれぞれの郡の一ヵ村あたりの平均面積である。タクシーム文書には、それぞれの郡(郷)を構成している村の面積 (*chak bighā*) の合計数値 (*aje chak bighā*) が記されているので、これを筆者が当該の郡の本村の数で除して出したのがこの数値なのである。なお、それぞれの郡の村の総面積のなかには、先にも述べたように村によっては旧「検地」の数値が、また郡の総村数には村として数えられている都城の数も含まれている。

また(19)チャーチュルニー郡の郡都チャーチュルニーの「検地」は S. 1774 年におこなわれたと推定されるが、同郡の村の「検地」はおこなわれていない。後に「検地」がおこなわれるが、S. 1774 年以降のいつであるかは不明である。(20)サケット郡のコーター王国への併合は、この郡の史料が入手できた S. 1795 (1738) 年前後であろう。S. 1792年の帝国関係の史料 (*jamā dāmī* 文書) にはサケット郡の名はみられないが、S. 1797年のコーター王国の史料 (*jamā* 文書) にはコーター王国を構成する郡として記されている<sup>(16)</sup>。チャーチュルニー郡とサケット郡の2郡については以上述べてきたような事情であるため、ここでの考察からは除かれる。

## II コーター (ナンドガオン) 郡の都城について

それでは、都城と村落とではその広さ (*chak bighā*) においてどのような相異があったのであろうか。もっとも、この比較には単に表面上の量的な面だけでなく、それぞれを構成する居住地 (*basti*) をふくむ「非耕地」(*nālāik*)、寺院、バラモンなどへの「施与地」(*ḍōhlī*) の大きさ、郷土、郡・村役人、功労者などへの「免租地」(*dhartī pāwe*) 部分などがしめる割合とその比較といった質的な面での比較検討も必要であろうし、さらには生産力(地租高、関税収入など)の比較も必要であろう。こうした点については本稿でも必要な際には言及するが、さしあたりは捨象し、両者の量的な面で

注 (16) *Jamā Dāmī Parganāwār in Tōjī dō warkī jamā kharch jamā bandhī*, S. 1792, B. No. 106, Bh. No. 1. *Jamā Parganā Saket in Ibid.*, S. 1797, B. No. 112, Bh. No. 1.

の比較から入り、問題の展開をはかってゆきたい。比較の一方は、S. 1774年の新「検地」で査定された都城の広さであり、他方は同年同じように査定された当該の郡の1ヵ村あたりの平均的広さである。

第1表に掲げた29の都城のうち、(19)チャーチュルニーと(20)サケットを除く27の都城についてみると、その面積がそれぞれの郡の村落の平均面積よりも広い都城数は22を数え、そのうちその広さが7,000 ビーガー以上の都城数は17、さらに10,000 ビーガーをこえる都城となると、なお12も存在する。倍率でみるならば、(5)パーラーン、(1)―(e)ディーゴード、(6)マーングロール、(1)―(d)カンワース、(17)スィースワーリー、(1)―(c)ケートーン、(4)バロード、(1)―(b)アランドケーラー、(3)サーンゴード、(18)パライター、(2)アワーンなどは、それぞれの郡の村の平均面積の9倍から4倍余の広さを有する都城で、これに3倍をこえる広さの都城数を加えればその数は15になる。

このように見てくると、都城とは一般に村落とはかけ離れて大きな広さをもつものであるという印象をうける。しかしながら、コーター王国を代表する(1)―(a)都城ナンドガオン（コーター）は、一見して同郡においても、また他郡の都城や村と比較してもかなり小さいので、上記のように即断するわけにはゆかず、以下においてまずこの点を検討しておこう。

コーター郡の旧「検地」がいつおこなわれたかは、他郡の旧「検地」の年度と同様に確定できないが、S. 1711年以前にさかのぼることは確かである。さきにも述べたように、S. 1772年に著名な Shri Nāth jī 寺院にその地租が寄進された都城ナンドガオンは、不輸不入の特権を享受する都城として S. 1774年の新「検地」を受けていない。したがって、同郡のタクシーム文書には、都城ナンドガオンについては旧「検地」の数値が記されている。まず、この旧「検地」の数値2,075 ビーガーを使って比較すると、同郡の村の平均面積の2倍となり、また遅くとも S. 1797 (1740) 年以降の数値で、S. 1825～40年の欄に記されている1,200 ビーガーを用いると、逆に同郡の村の平均面積よりも3分の1以上せまい面積、村よりも小さい都城ということになる。ナンドガオン郡の S. 1777 年と S. 1797 年の間の年度のタクシーム文書が手に入らないので、この1,200 ビーガーという数値が、いつ、どのようにして査定されたのかを直接知ることはできないが、王国政府が都城ナンドガオンに関する過去の徴税記録にもとづいて出したものであることはまちがいないと思う。

コーター郡の徴税記録を示す S. 1751 (1694) 年のタクシーム文書によれば、同年都城コーターの「非耕地」部分は621 ビーガー、残り（耕地、荒蕪地）が1,454 ビーガーで、「施与地」などについての記載はない。しかし、S. 1770 (1713) 年および S. 1772 年の史料は、「施与地」がそれぞれ557 ビーガーと625 ビーガーであると記している<sup>(17)</sup>。しかも、その大半は S. 1743 (1686) 年および S. 1748 年に授与を受けている者ないしその子孫もしくはその関係者などであるから、S. 1751 年には

注 (17) *Jamāi Jamā Kharch Kasbā Kōṭā*, in Ibid., S. 1770, B. No. 28/3, Bh. No. 1. *Jamā Bandhī Kasbā Kōṭā*, in Ibid., S. 1772, B. No. 30/1, Bh. No. 1.

(18) *Jamāi Jamā Kharch Kasbā Kōṭā*, in Ibid., S. 1743 and S. 1748, B. No. 5/4, and B. No. 9/2, Bh. No. 1.

少なくとも 400 ビーガー程度の「施与地」が存在していたと考えられる。因みに、S. 1743年の「施与地」の大きさは 431.5 ビーガーである。都城コーター（ナンドガオン）の「非耕地」部分についての記録は、何故かこれ以外にはないが、これが居住地をふくむ部分である以上、都城コーター（ナンドガオン）が衰微しないかぎり、居住地面積が増加することはあっても減少することはまずないと考えなければならない。したがって、S. 1774年の新「検地」時に、課税対象として国家の手元に残されていたと考えられる耕地、といっても当時 Shri Nath ji 寺院に寄進されていたから、この寺院がその地租徴収の対象とし得た都城ナンドガオンの耕地は、荒蕪地が全くないと仮定しても、わずか 1,000 ビーガー以下であったということになる。

さきに述べたように、S. 1774年の新「検地」は免れているため、タクシーム文書に記されているのは旧「検地」の 2,075 ビーガーの広さと、「地租高」としては耕地の貨幣換算をおこなった「耕地価」(hakatī kā dhartī kā rupayā) 2,000 ルピーの金額である。「検地」がなされていないにも拘らず、新しく「耕地価」が設定されるというのは奇異な感もするが、これも過去の徴税記録にもとづくものであろう。耕地 1,000 ビーガーからの地租収入が 2,000 ルピーであるという査定は、当時の史料でみる限り一般的に妥当な数値である。この地租高 2,000 ルピーが、これ以降 Shri Nath ji 寺院への「施与高」として、都城ナンドガオンから徴収を認められた金額 (rēkh) になる。

ところが、問題はこの「地租高」の数値と対になる都城ナンドガオンの広さ (chak bighā) 1,200 ビーガーに関してである。さきに述べた居住地などの「非耕地」部分と「施与地」などをあわせると、その広さは 1,200 ビーガーに達してしまい、「耕地価」が出てくる余地はない。国家が都城ナンドガオンの地租をさきの寺院に寄進したからといって、これまで与えてきた「施与地」などを接収してしまったとは考えられず、他の「知行村」や「施与村」と同じように、その権益を「慣行通り」(sadā madī) 保障していたとみてよいから、「施与地」などの授与は継続していたと思われる。そうすると、新「検地」以降使用されている都城ナンドガオンの「chak bighā」に関しては、その内容は従来とは異なって、「非耕地」あるいは「施与地」などのいずれかを除いた広さとして、もしくは両者を除く「耕地・荒蕪地」のみとして使用されていることになるのであろうか、あらためて検討すべき課題である。いずれにせよ、都城ナンドガオンの地理的領域は、後に述べるような特殊な事情のある(1)―(f)ラーイーブルを除き、ナンドガオン郡においても、また他郡の都城と比べても、きわめてせまいものであることがわかる。これがどのような理由によるのか、他郡の都城などをも考慮しつつ、ナンドガオン郡の他の都城を検討した上であらためて考えてみよう。

(1)―(b)アランドケーラー、同(c)ケートーン、同(d)カンワース、同(e)ディーゴードの 4 都城のうち、新「検地」において旧「検地」よりもその都城の面積を増加させているのが前二者で、減少させているのが後二者である。これらは、いずれも旧「検地」が不十分であったということによるのかも知れない(古ければ、すべて不正確だということもりはない)が、その数値の増減の多寡とその正確さの問題はさておき、この数値の変化は、S. 1825～40年の数値をも考慮に入れると、それぞれの都城に共通する要因によるものと思われる。つまり、S. 1825～40年の間には、これらの都城はいずれもその

都城域 (chak bighā) を大きく減少させ、なかでも都城ケートーンは S. 1774 年の広さの半分以下となっている。これら 4 都城の都城域の減少は、いずれも分村を生み、かつそれが本村として分出し、それぞれ当該の都城から土地を得て独立したことによる。

都城アランドケーラーでは、S. 1826 (1769) 年に Brijnagar 村 (1,700 ビーガー) が分離し、都城ケートーンでは S. 1793 (1736) 年に Kisanpuro 村 (1,500 ビーガー) が、S. 1802 年頃には Gōvindpuro 村 (3,500 ビーガー) が分離している。都城カンワースは S. 1800 年に Sōnpuro 村 (1,500 ビーガー) を、S. 1812 年には Māndlyāhērī 村 (1,100 ビーガー) を、S. 1826 年までに Nīmkōkhērā 村 (1,000 ビーガー) と他 2 ヶ村 (1,500 ビーガー) を分出させ、都城ディーゴードは S. 1787 (1730) 年に Fatepur 村 (3,349 ビーガー) を、S. 1826 年までに Maṇḍāwarī 村 (300 ビーガー) を、分出させている。

もっとも、これらの都城からの村の分離・分出の現象は、S. 1774 年以降に限られたことではなく、それ以前においても生じていた。都城アランドケーラーについては確認できないが、都城ケートーンは S. 1719 (1662) 年に Ratanpura 村 (3,000 ビーガー) を、都城カンワースは前出の Nīmkōkhērā 村を分出させている。なお、後者の村は一時期衰微してもとの都城カンワースに吸収され、その後再び本村として分離していった。都城ディーゴードは S. 1719 年までに Kanwarpuro 村 (3,000 ビーガー) と Kilyānpuro 村 (4,000 ビーガー) を分出させ、後になるが S. 1851 (1794) 年には Jāmpuro 村 (300 ビーガー) を独立させている。しかし、時には分村 (Kōlānā) を設立し、それを都城の領域のなかにとりこみ、都城域を拡大している都城カンワースのような事例もみられる。しかし、こうした村も後には本村として分出しているから、一般的にはナンドガオン (コーター) 郡の都城と同様に、広い都城域をもっている他郡の都城も、時とともにそれを減少させている場合には、いずれも新村を分出させている。

1961 年および 1971 年の『センサス・アトラス』<sup>(20)</sup> を覗いてみると、これらの都城はその近隣の村に比べるとなお比較的大きい町ないし村である。しかも、その周辺の村は当然のことながら、こうした都城から分離・独立した村からなっており、当時の都城域がかなり広がったことがわかる。北インドの都城は、一般に居住地からなる部分を城壁で囲み、城壁の外部に農地や荒蕪地が広がり、農民や羊飼いは朝都城の門が開けられるとともに仕事に出、夕方門が閉じられる頃に都城に帰ってくるのが当時のかれらの生活であった。また今日でも地方によっては、城門はこわれて開いたままになっているが同じような生活を見ることが出来る。しかし、農耕の発展と都城内部の人口増加は、都城に住む人々が城壁の外に分村をつくり、次第に生活の基盤をそこに移さざるを得ないような状態をつくり出すことになった。それが分村の設立から本村としての分離・独立ということであ

注 (19) Gupta, C. S., *Census of India 1961*, vol. XIV, Rajasthan, part IX-A, Census Atlas, New Delhi, 1967, pp. 524-525. 以下、これを『センサス・アトラス』と呼ぶ。

(20) Gupta, C. S., *ibid.* 1971 年については, Mathur, U. B., *Census of India 1971*, series 18-Rajasthan, part IX-A Administrative Atlas and Supplement to Administrative Atlas, Jaipur, 1976. 1961 年と 1971 年の間では、若干の郡の統廃合がおこなわれている。

ったといえよう。

分村が本村として分離し独立したからといって、当該の都城との従来からの密接な諸関係が切れてしまうというのではなく、その関係は継続され、時にはかえって強化されるような場合もあったと思われる。また、都城の社会的、経済的、政治的發展は、新村を分出させるにとどまらず、場合によっては当該の都城そのものが放棄され、近くに新しく都城が建設されることもあった。一時はコーター国王の直接の支配下にあった都城カルワル (Karwar) は、S. 1711 (1654) 年分村として Budh Karwar 村 (budh は英語の old の意味) を有しており、今日でもブーンディー県ナインワー郡 (Tēhsil Nainwā) にその村を見出すことができる。<sup>(21)</sup> また都城マンドーワル (Maṇḍāwar) は、今日のジャーラーワル県のジャーラーバートン郡 (Tēhsil Jhālrapāṭan) に存在するが、その隣りにある Buḍh Maṇḍāwar 村は既に S. 1762 (1707) 年の史料においてさえその存在を確認でき、こうした都城の移転と建設を物語っている。<sup>(22)</sup>

都城の移転と建設はさておき、筆者はこれまでアランドケーラー、ケートーン、カンワース、デューゴードに「都城」をつけて呼んできたが、実はこれらが「都城」になったのは S. 1817~19年の間のことであって、それまでは「村落」でもって呼ばれていた。とはいえ、これらの村落には遅くとも S. 1740 (1683) 年までにはそれぞれが所属する郷 (tafā) の行政府がおかれ、通関税 (jagāti < zakāt) が徴収されているから、「村落」とはいえ既に都城一般にみられるような堅固な城壁がめぐらされ、「都城」の様相を呈していたのであろう。「村落」が「都城」となるためには、あるいは「都城」の地位を得るにあたっては、どのような経済的、政治的あるいは社会的条件が満たされなければならないのかは別に検討しなければならない重要な課題である。いずれにせよ、ここで重要なことは、これらの「村落」が「村落」の時代から、また「都城」になった後にあっても、新村を次々と分出させるという若々しい活動を展開していることである。

こうした視点から都城コーター (ナンドガオン) を見るならば、14世紀中葉にブーンディー国王がビール部族から奪いとった時以来という都城としての長い歴史をもつナンドガオンは、<sup>(23)</sup> 当時までに既に村落を新しく分出させるという役割を完了させてしまっていたということ、それが「chak bighā」1,200という平均的村落以下の数値に象徴される都城ナンドガオンの当時の姿ではなかったのだろうか。外的に見て、もはや「村落」を分出し終った、いわば成熟した「都城」の姿を都城ナンドガオンに見るとすれば、同郡の他の都城は、都城ラーイーブルを除き、S. 1833年になってもなお分村4をかかえている都城カンワースに代表されるように、未熟なあるいは未完成の、これから「都城」ということになるのではあるまいか。だからといって、都城ナンドガオンを典型的な「都城」とであると断じているわけではない。また村落を分出し終ったからといって、村落との従来

注 (21) *Taksīm Parganā Karwar*, S. 1711 in *Taksīm Parganāwār*, B. No. 1/1, Bh. No. 6. 『センサス・アトラス』1971, Map No. 24. 3.

(22) *Taksīm Tafā Maṇḍāwar Parganā Mau Maidānā*, S. 1762 in *Taksīm Parganāwār*, B. No. 1/1, Bh. No. 6. 『センサス・アトラス』1961, pp. 540-541.

(23) Mathur, R. S., *Relations of Hadas with Mughal Emperors (1568-1720 A. D.)*, Delhi, 1986, p. 14.

の諸関係がなくなってしまうということを意味しているのでもない。「都城」そのものの「成熟」ないし「完成」、あるいは「発展を完了した都城」とはどのような内容かを、都城と村落との内的諸関係、都城の内的構成と都城に対する政治権力の支配如何という観点から追求しなければならないであろう。

### III 「小規模」都城について

ここでは、それぞれの郡の村落の平均的大きさよりも規模が小さい都城を扱うが、それらは(1)―(f)ラーイーブル、(9)ガーティー、(14)―(c)ジャイトブル、(16)ガーグロンの諸都城である。

まずラーイーブルであるが、この都城が所属するラーイーブル郷は、現コーター市のあるラードブラ郡 (Tehsil Lādpura) の南西の郡境の丘陵山岳地帯をしめている。本稿が対象とする時代にあつては、はじめ「山地および国境地域の村」(baḍī kāñṭhā kā gaon) と呼ばれ、その多くの村が部族民の村として安堵<sup>(24)</sup>されていたが、その支配はナンドガオン郷の都市警察の管轄下 (kōṭwālī chaurā kā tālkā) におかれていた。のちにこれらの村がラーイーブル郷として形成されるが、それは S. 1810 (1753) 年代後半で、ナンドガオン郡の都城ナンドガオンを除く他の4ヵ村が都城になったのと同時期の S. 1817～19年の間のことであろう。この時ラーイーブル村も、都城ラーイーブルになったものと考えられる。

ラーイーブル郷は、王都ナンドガオンを敵の南からの侵入から守るマドカルガル城の北西に位置しており、ラーイーブル郷の設置は、これまで王国政府がおこなってきた「山地および国境地域の村」としての扱いと同様に、部族民を一種の「屯田兵」的に利用 (dharti kā chākar) しての王都の防衛が目的であった。S. 1817年のラーイーブル郷のタクシーム文書によれば、都城ラーイーブルをこえる広さをもつ村は、chak bīghā 1,525 のドーリャー・カー・クウォー (Ḍōryā-kā-kuwō) 村だけで、それ以外は 100～300 ビーガーの小さな村が圧倒的に多く、この郷の総数53ヵ村のうち36ヵ村までがビール、グージャル、ミーナーなどの部族民に「知行」として与えられ、13ヵ村が廃村になっている。きわめて小さな村の多いラーイーブル郷において、都城ラーイーブルの大きさは他の村に卓越し、郷の行政府がおかれているこの都城に「都城」としての威厳をつけ加えていると思われる。都城ラーイーブルはその後名称を変えてしまったのか、今日の『センサス・アトラス』にその名を見出すことはできない。名もない小さな村ならとも角、れっきとしたラーイーブルのような都城が歴史のなかで名前を失って消えてしまうこと自体、都城ラーイーブル形成の意図と都城としての性格を示しているといえよう。

(9)都城ガーティーは、筆者がしばしば論じてきたように、コーター王国の有力な貴族ラーワット<sup>(25)</sup>

注 (24) これについては、前掲拙著、本論第1部第4章「王権と部族民」206-235頁を参照。

(25) 上掲拙著、第1部第1章～第3章、112～205頁。拙稿「インド藩王国における知行政策、1720-1820」『一橋論叢』第98巻第6号、1987年を参照。

(Rawat) 家の所領でこの貴族の家系は コーター王家よりも古くに ブーンディー王家より分家した王族の子孫である。ラーワット本家は、都城ガーティーをふくめ一時はガーティー郡に10数ヵ村の所領を保持し、他郡にも有する一族郎党の村まであわせると数十ヵ村を支配する豪族であった。しかしながら、王権ないし中央権力の強化政策と貴族・豪族層への奪権政策とによって反乱に迫いやられ、ラーワット家は分裂し、S. 1871 (1814) 年には本家はこの都城ガーティーのみを支配する領主に転落してしまった。

1987年12月、筆者はこのガーティーを訪ねたが、<sup>(26)</sup>ここにはかなり荒廃したガーティー城と、そこに質素な農耕生活をおくるラーワット家の年とった当主とその家族を、またこの小さな居城を囲むこわれた石垣の城壁の内側に3軒ほどの小さな家を見出したのみで、都城のイメージどころか、村ともいえない状態であった。当主のジョード・スィング (Jōdh Singh) 氏にきくと、昔は城壁の内部に家臣とその家族および村人が住んでいたが、世の中が平和になったため、ここを出て他所に移り住んでしまったという。それがいつの頃かをきくのは何となく憚れたのでそのままになってしまったが、現在ある家や建物の廃墟などから判断して、一時的な場合は別として、常時100人をこえる人々がここに居住し生活していたとは考えられないという印象をうけた。城の南側は切り立った崖で、城からのかつての脱出路がせまい急峻な道となっており、眼下に農地とその向うに下流で Kali Sindh 川に合流する Au 川の支流が望まれた。城壁の外に出ると、北側には洗濯場をもかねた大きな溜池があり、その対岸の西から北より大理石でできた先祖代々の廟 (chhatri) が9つほど、比較的新しいのは別として大半が倒壊していた。この附近から池の西側には農地が広がり、作業小屋と大きな井戸のほかには人家は見られなかった。

このような状況から、“かつてはカスバー・ガーティーと呼ばれていたが、……”と筆者が問いかけると、当主から“カスバーだなんてとんでもない、村ですよ……”という言葉がかえってきた。コーター国王との戦いで一時は隣国メワールに逃れたが、その際城は略奪と火災によって、先祖は往時の文書類を全く残していないという。しかも、今や「都城」と呼ばれていたことも忘却の彼方になってしまったようである。

「都城」をつけて呼ぶには、ためらいを感じるようなこのガーティー城に、「都城」という呼称をつけて呼んでいるのは、貴人などに対する敬意の表わし方の一つで、ラーワット家への敬意を示したものであろう。史料のなかで、時おり都城コーター (ナンドガオン) がシャハル・コーター (ナンドガオン) と 'Shahr' (city) をつけて呼び、特定の領主の村に 'Kasbā' をつけて呼ぶのが散見される。それは一種の格上げの表現で、そうすることによってその支配者、持ち主などに敬意を示したもので、ガーティーの事例も同様ではなかったかと考えられる。S. 1810年にグゴールの領主が反乱を起こし、これにラーワット家の一族チータル・スィングが呼応し合流したといわれている。<sup>(27)</sup>S. 1811年のタクスィーム文書には、ラーワット家の居城ガーティーが都城ガーティーではなく、ガー

注(26) 拙稿「17～19世紀北インドの銅板文書について」(上) 亜細亜大学経済学会『経済学紀要』第14巻第2号, 1989年, 78頁を参照。

ティー村 (Mauzā Ghāṭī) と記されている。これがタクシーム文書を作成する郡役人の単純な筆のま<sup>・</sup>ち<sup>・</sup>が<sup>・</sup>い、偶然のことであるとしてすまされるのであろうか。以上から考えてみると、都城ガーティーは、まさに政治的な意味での「都城」の使い方ということになろう。

(14)―(c)ジャイトプルは、本稿が対象とする時代において一度も「カスパー」と呼ばれたことのない郡都である。ジャイトプル郡の名称がタクシーム文書に登場するのは S. 1770 年からで、「ジャイトプル郡またはラームガル・ラヘラーワン郡」という形で記されている。その前年までは「ラームガル・ラヘラーワン郡」と呼ばれ、S. 1770 年以降もさきの二つの郡名の並記か、「ジャイトプル郡ラームガル郷およびラヘラーワン郷」という形で表記されている。これら二つの郷はもともとは別個の郡で、それが一つの郡として形成されるようになったのは、S. 1752 年と S. 1769 年の間のことである。

ジャイトプル郡で、郡都に該当すると思われるのはジャイトブル―大 (Jaitpur-bujarkh) 村とジャイトブル―小 (Jaitpur-khurad) 村の二つであるが、大村の方は少なくとも S. 1769 年から S. 1798 年まで洪水 (pani dhāi) により<sup>うづた</sup>廃村となっているから、郡都は小村の方であろう。この小村も S. 1769 年に廃村とされているが、S. 1771 年にはこの村だけが「検地」をうけているので、これは前年に郡都として定められたことによるものと考えられる。都城ラームガルと都城ラヘラーワンは、郡都でなくなった後もそれぞれ郷の行政府の中心として都城の機能を果たしていたのであろう。

ジャイトプル郡は、コーター県東部にあるキシャンガンジ郡 (Tēhsil Kishanganj) の北西部一帯をしめ、南から Kul 川が都城ラヘラーワン、都城ラームガルを通過して北流し、この西側近くを Parbati 川が並行して流れ、Kul 川はまたジャイトブル―小村を通る Kembata 川を同村近くで吸収し西流して Parbati 川に合流している。このように、ジャイトプル郡は大型河川に恵まれている代わりに、しばしば洪水に見舞われ、S. 1769 年には郡全体が放棄され、開墾のために知行者に与えられている。都城ラームガルは、S. 1779 年になってさえも「居住のために」(bas ke kāran) ラージプート知行者に知行として与えられ、一族の居住によるこの地域の開墾とその発展がはかられている。

ジャイトプル郡の郡都の移転は、たび重なる水の被害によるものと判断される。しかし、同じく水害にあい、廃村となったこともあり、しかも Kembata 川が流れていて、いつ何時また水の被害を受けるかわからないジャイトブル―小村が、何故に郡都に選ばれたのか、さらには何故に「都城」になれなかったのか、あるいは「都城」の地位を与えられなかったのかは不明である。ただ言えることは、「都城」としての資格ないし条件、それがあるものとして、それが何であるかを考えゆかねばならないが、それが欠けていたということである。

(16) ガーグローン。コーター市のあるラードプラ郡に東南部で隣接する現サーンゴード郡 (Tēhsil Sāngōd) のもっとも南に突出したところに位置する都城ガーグローンは、北流する Kali Sindh 川

注 (27) Sharma, M. L., *Kōṭā Rājya kā Itihās*, vol. II, Kōṭā, V. S. 1996, p. 408. Gahlot, J. S., *Rājputānē kā Itihās*, vol. II, Kōṭā Rājya kā Itihās, Jodhpur, V. S. 2017, p. 63. この考証については、前掲拙稿「インド藩王国における知行政策, 1720-1820」73~74頁を参照。

と、これに西北から注ぐ Au 川とによってはさまれた要害の地に築かれた城砦である。マールワー（中央インド）からコーターへぬける通路を扼する要所として、デリー諸王朝時代のガーグローン城をめぐる幾多の攻防は史上に名高く、ムガル帝国はこれを接收して帝国のマールワー州（一時ウッジャイン州）ガーグローン<sup>ग़ाग़ौर</sup> 県の県庁所在地とし、帝国の役人、兵を配置した。しかしながら、コーター王国もまた、遅くとも S. 1711 (1654) 年には王国ガーグローン郡の郡行政府をここにおいている。同じガーグローン城に、一方では帝国の県の、他方ではコーター王国の郡の行政府が同時に置かれるということが現実にあったのかどうか、という筆者の疑問は、1983年11月に筆者がこの荒れ果てた城を訪れることによって解消できたと思う。ガーグローン城の内部は、内壁によって二つに截然と分けられており、一方には Miṭhēshāh のムスリム聖廟が、他方にはヒンドゥー寺院が存在していた。このことは、ムガル帝国とコーター王国とがガーグローン城を二つに分けて利用し、管理していたことを示すものと考えられる。なお、このムスリム聖廟はコーター王国によってもあつく尊崇され、王国の村や土地が寄進されている。

都城ガーグローンは、かつては 2,000 ビーガーの都城域 (chak bighā) を有していたが、Gōlikānī 村を分出させ、S. 1711 年までには 1,600 ビーガーの広さとなっている。その後さらに減少し、S. 1772 年までには 800 ビーガーになり、S. 1774 年の「検地」でこれが確認されている。このうち「非耕地」が 400 ビーガーとされ、この数値は史料の上では以降 S. 1843 年まで（以降も？）変らない。この 400 ビーガーは、そのかなりの部分がガーグローン城そのものによって占められているのであろう。残り 400 ビーガーのうち、常時 150～250 ビーガーがムスリム聖廟、ヒンドゥー寺院、バラモン、郡役人などに与えられており、この間に可耕荒蕪地も 85 から 77 ビーガーに減っている。したがって、一般の耕地は、70 ないし 80 ビーガーから 180 ビーガー程度しか存在しなかったことになる。

(28)  
S. 1830 年の史料では、当時 252 ビーガーの耕地が施与地（免租地）とされ、残り 148 ビーガーのうち耕地は 75 ビーガーで、その地租約 78 ルピーと犁税 5 ルピーが現金で徴税されている。同時に非農民税 (jāmdārī) が 120 戸 (ghar) から徴収されており、その内訳は商人 25、捺染人 11、油屋 4、酒造・販売 5、大工 4、女宗教婦依者 3、腕輪づくり 2、食堂 3、藍染人 1、洗濯屋 5、肉屋 1、ビール部族 1、グージャル部族 2、メール（部族？）5、焙煎人 1、織布工と絨たんづくり 27、庭師と水運び 19、貧者（窮乏化して税が払えない者）1 である。

こうした職業構成をみると、都城ガーグローンは城砦として軍事的、政治的な一面のほか、小規模ではあるが、手工業的、職人的な都城の一面をも示している。特に商人の家が 25、捺染人の家 11、藍染人 1、織布と絨たんづくり 27 などは、都城ガーグローンの生活が主に織布と絨たんの生産ならびに販売で成り立っていることを示しており、食堂 3 軒は外食する人々の存在を示している。耕地 75 ビーガーでおこなわれる農業は、都城ガーグローンにとってそれほど重要性をもつものではなかったかも知れないが、地租がすべて金納であることは商品作物の生産が主になっていたのかも

注 (28) *Dō warkī Parganā Gāgrōn*, S. 1830 in Kaṭṭā Māl Hāsīl Jamā Bandhī, B. No. nil, Bh. No. 14.

知れない。庭師が非農民税を課されていることは、かれらが農業ではなく園芸を、とくに当時流行の果樹園 (bāg) での果物栽培をやっていたのかも知れない。水運び人の存在は、そうした果物栽培の可能性を一層強く感じさせられる。

#### IV その他若干の都城について

ここでは、史料の収集と整理の過程で気づいた興味ある若干の都城をとりあげ、その形成過程や都城の移転などから、都城の性格を検討しておきたい。

(8) マドカルガル郡は、コーター郡南西部のムカンドラ峠に城砦マドカルガル<sup>(29)</sup> (garh は英語の fort) が築城され、これにともなってこの地域一帯の村がマドカルガル郷として編成されたのが始まりと考えられる。これと同時に、あるいはその後、このマドカルガル郷をコーター郡から分離してマドカルガル郡と呼び、郡都にして城砦のマドカルガルに郡役人以下の役人層を派遣し、部族民を主体とする守備隊を「屯田兵」的に駐屯させている。しかも、これと同時に考えられるが、マドカルガル郡の郡役人の管轄下に、(9) ガーティー、(10) ガートーリー、(11) チェーチャットの 3 郡をおく行政区画の編成替えもおこなわれた。これはあくまでもコーター王国の国内的措置であって、ムガル帝国にマドカルガル郡という名の郡は存在しない。こうした行政区画の再編が可能となった背景には、マドカルガル郷をふくむコーター郡が所領として、かつ上記の 3 郡に限っていえば、いずれも所領として、もしくは所領に近いような意味あいの知行<sup>(30)</sup>としてコーター国王に与えられてきたという事情があった。

しかも、そうした行政区画の編成替えは、既に示唆してきたように、王都コーターを西からの脅威に備え、守るという軍事的要請によるものであった。南の守りであるガーグローン城を抜いて直進し、あるいはこれを迂廻して西から王都を窺うとすれば、ムカンドラ峠越えが唯一のルートであり、このルートを扼するところに城砦を築くことは王国の安全の要であった。

その上、都城マドカルガルは、貴族ラーワット家の居城ガーティーなど 3 都城に比較すれば、軍事的にはいうまでもなく、政治的にも恵まれた条件の上に立っていた。なぜならば、既に検討したように、ガーティーの城は出城としての役割は果たせても、敵の大軍を引きつけておくことは不可能で、都城ガートーリーはこのルートから大きく西に外れており、また手工業者や職人を多くかかえる都城チェーチャットに城砦としての役割を期待することは無理だったからである。したがって、いざ敵の侵入という場合には、外敵の脅威に直接さらされる国境のこれら 3 都城は、統一的な指揮のもとで相互に緊密な連絡をとって戦うことが必要不可欠であった。その意味で都城マドカルガルが、自郡をふくむ 4 郡を管轄する郡都とされたのは当然であったといえよう。

注 (29) Shastri, R. P., *Jhala Zalim Singh* (1730-1823), Jaipur, 1972 (?), p. 40.

(30) 前掲拙著、「総説」56-89頁参照。

(31) この点については、稿をあらためて論じる予定である。

ところで、都城にして城砦のマドカルガルがいつ建設されたのかはわからないが、S. 1711 (1654) 年をさかのぼること、それほど遠いものではなかったと考えられる。というのは、この建設に関して、当時のタクシーム文書の記載には若干の混乱が見られるからである。S. 1711年都城マドカルガルの広さ (chak bighā) は3,350 बीーガーで、S. 1719年のそれは5,950 बीーガーである。前者の内容についてはわからないが、後者はマンダーナー (Maṇḍānā) 村から350 बीーガー、ラーンワター (Rānwaṭhā) 村から5,600 ビーガーを得てこの都城を形成している。ところが、S. 1749年のタクシーム文書の記載は、都城マドカルガルの広さを1,950 ビーガーとしており、その内訳はマドカルガル (村?) の950 ビーガーとケートーニー村の1,000 ビーガーである。この数値は以降 S. 1774年の新「検地」に至るまで都城マドカルガルの広さ (chak bighā) として文書に記されることになる。

さきの S. 1711年の chak bighā 3,350 のうち350 ビーガーは、S. 1719年を参考にすれば、マンダーナーから得ていた分であろうが、残り3,000 ビーガーについてはわからない。また、S. 1719年と S. 1749年の間の同郡のタクシーム文書が入手できないので、S. 1719年の5,950 ビーガーから S. 1749年の1,950 ビーガーへの大幅な減少が、如何なる理由によるのかはわからない。ただ、その減少の内容については明らかで、5,000 ビーガーがラーンワター村に追加され、同村の chak bighā は6,400 ビーガーとなっている。但し、その内容は、同村プロパーの土地1,400 ビーガーとマドカルガル (村?) からの土地5,000 ビーガーと記されている。したがって、S. 1749年に都城マドカルガルの chak bighā 1,950 の内容として記されているケートーニー村からの1,000 ビーガーは別として、マドカルガル (村?) プロパーとされる950 ビーガーは、S. 1719年にマンダーナー村から得ていた350 ビーガーと同年ラーンワター村から得ていた5,600 ビーガーのうち同村にもどされた5,000 ビーガーをさしひいた600 ビーガーからなっている。

このように、都城マドカルガルは、最終的にはマンダーナー、ラーンワター、ケートーニーの3ヵ村から土地を得て形成されたが、今日その地名は残されていない。ただし、今日の地図にその名を記されているマンダーナー村とラーンワター村<sup>(32)</sup>は、その母村の方である。このように軍事的性格を全面にもった都城ではあったが、時とともにさまざまな手工業者、職人、商人さらにはパンジャーラー (banjārā) と呼ばれる巡歴の穀物商人などが集まり、S. 1780年にはかれらから家長税の徴収 (gharpati kā jamā)<sup>(33)</sup> がなされるほどの賑わいとなっている。とはいえ、今日マドカルガルが地名として残っていないということは、この都城が城砦としてきわめて人為的に、しかも軍事的かつ政治的目的で築かれたという都城の性格を物語っており、都城としての賑わいも城砦の運命と結びついていたようである。

(7)アートン郡では、本稿が扱っている時代に郡都がアートンからクンジョールに移転し、同時に郡名もクンジョールに変更されている。郡都の移転、したがって郡名の変更は、それがどのような理由や背景にもとづいてなされたかは興味ある研究課題で、あらためて考察しなければならない

注 (32) 『センサス・アトラス』1961年によれば、ともに Ladpura 郡の村である。

(33) *Kasbā Madhkargarh kā Gharpati kā Jamā*, S. 1780 in Tōjī dō warkī ..., B. No. 38/2, Bh. No. 1.

いが、ここで問題にしたいのは郡都が変るとともに、それまで郡都であった都城アートーンがアートーン村となり、逆にクンジョール村が都城クンジョールと記されるようになったことである。

都城アートーンが、郡都として都城名をつけて呼ばれていたのは、タクスィーム文書でみるかぎり、入手できた史料として最も古い S. 1711 年から S. 1797 年までで、S. 1813 年にたまたま都城名をつけて記されている史料もあるが、既に S. 1807 年の史料からアートーン村と記されているから、この時期はまだ呼称の変更が役人の間に徹底せず混用されていたようである。アートーン郡という郡名も、単独では S. 1792 年までの史料にみられるが、S. 1797 年から S. 1813 年の史料には、アートーン郡とクンジョール郡の郡名が並記されたり混用されたりしている。他方、クンジョールの場合、S. 1711 年から S. 1777 年までの史料にはクンジョール村と記されており、その間 S. 1759 年と S. 1760 年に都城<sup>カスパー</sup>をつけて記されているのを別にすれば、都城クンジョールの名称は S. 1780 年以降の史料にあらわれる。またクンジョール郡単独の郡名で記されるようになるのは S. 1823 年以降のことで、この時期になってはじめて郡名の変更が役人たちの間に徹底し、定着したのであろう。郡都の移転と郡名の変更は、S. 1790 年代末と考えられるが、その周知・徹底に時間がかかっていることとすれば、それはどのような理由によるのであろうか。

ところで、郡都の移転によって、これまで郡都であった都城が村と呼ばれるようになるのは、一体どういうことなのであろうか。それとも、村とされるずっと以前に都城として、したがって郡都としての資格なり条件なりを失っていて、たまたまその実施時期と郡都の移転とが重なったのであろうか。これとの関連で想起されるのは、クンジョールが村として扱われていた只中の S. 1759 年と S. 1760 年に都城名でもって記されていたことである。これは郡都の移転、したがってクンジョールを村から都城にするという政府の決定が、実施は後であるにせよ、当時おこなわれ、役人のなかに早まって都城クンジョールと記すものがいたというのが真相なのであろうか。

都城アートーンとクンジョール村との間での郡都の移転、それにともなう都城と村の呼びかえが、まずもって政治権力によるものであったことはまちがいないが、その動機や目的あるいは意図とは何であろうか。この問題をここで解決をはかるといふわけにはゆかないが、今後展開する研究において 3 つほど考慮しなければならない点をここから引き出してみることはできそうである。

まずは、抽象的な表現であるが、生産力の問題である。都城アートーンとクンジョール村は、S. 1774 年の新「検地」ではその広さ (chak bighā) は殆ど同じであるが、地租収入は前者が 11,772 ルピー、後者は 6,693 ルピーで、前者は後者の倍近くある。他方、地税徴収目標額<sup>(34)</sup> (kamāl) は、前者が S. 1753 年と S. 1755 年に 2,277 ルピーで、それ以降新「検地」まで 8,000 ルピー、後者は S. 1694 年から 5,000 ルピー、S. 1753 年から新「検地」まで 6,000 ルピーである。これら新「検地」前の数値には、その金額はわからないが、関税収入「jagātī」がふくまれているから、地租収入の多い前者に比して、後者的方が関税収入が多いとすれば、後者は当初から都城的で、前者はより村落的で

注 (34) この点については、稿をあらためて検討する。

あったのかも知れない。

つぎに、以上と関連するが、両者の地理的位置も考慮に値する問題である。アートーンとクンジョールは、今日アトルー郡 (Tēhsil Atrū) に所属し、いずれも大きな村であるが、郡都はアトルーに譲っている。穀物市場 (mandi) で名高い(5)都城バーラーンへの幹線道路に位置している都城アトルー (当時バルサーナー郡アトロー郷) に対し、これから西へ村二つ隔てたところに都城アートーンがある。都城アトルーの徴税関係の文書をよく調べてみないとわからないが、都城アートーンは当時から立地条件のよい都城アトルーにその繁栄を譲っていたものと考えられる。都城アトルーとの近さ故に、経済的にも、また政治的にもそれより北に位置しているクンジョール村に郡都を移した方がよいという情勢判断があったのかもしれない。

さらにまた、都城アートーンは、残されている史料でみるかぎり、S. 1711年から S. 1790年までコーター王国の知行者ないしは王国の出身である帝国の禄位保持者につねに知行として与えられている。特に S. 1750年前後から S. 1780年前後までは、コーター王国の王族出身の禄位保持者に二代続けて与えられ、その後もコーター王国の知行者に与えられている。ところが、クンジョール村は S. 1711 年に知行とされている以外は、S. 1810年代までずっと国家の直轄地となっている。都城アートーンが、以上のように帝国あるいは王国の如何を問わず知行として継続的に与えられてきたことから判断すると、郡都としての政治・行政機能を十分に果たせなかったのではないかと想像される。その上、長期にわたる知行は、知行者の在地支配と土着化を強固にするもので、それをきらった郡都の移転とも考えられるわけで、都城アートーンの土地台帳などを調べてみる必要があろう。

## む す び

本稿は、「都城」とは何か、という問いをもとに、史料のなかから「都城」のさまざまな相をうかがい上げ、今後に検討されるべき問題の呈示につとめた。しかも以上のような形でとりあげるべき「都城」はまだ若干残っているが、紙数が予定をこえたので、十分に論じ得なかった「都城」とこれに関する問題について、三点ほど補足する形で問題の所在を示しておきたい。

まず第一は、都城の住民の問題である。本文でも (11) 都城チェーチャット、城砦の (8) マドカルガル、(16) ガーグローンに居住する職人、手工業者、商人などに簡単に言及したが、こうした住民については他の都城においても同様に見出される。都城によっては、より詳しい職業、カースト構成を示す史料が存在するので、それらを利用して都城の統治・行政の問題とともに、都城の内部構造を問題にしてゆかねばならない。

第二は、第一の問題とも関連するが、「都城」の形成に際し、その都城のなかに、つまり城壁の内部はもちろん、城壁外をもふくむ、いわゆる都城域 (chak bighā) のなかに、どのような社会関係をくみこんでいるのか、それがその後どのような展開をとるのか、という問題。もう一つは、18世紀後半にみられる 'mandi'、とりわけ 'ganj' (いずれも market の意味) を語尾にもつ都城や村の形

成で、近隣の村から土地を得て形成されてくるが、こうした都城や村の内容はもちろん、こうした動きを時代と社会のなかでどうとらえてゆくかという問題である。<sup>(35)</sup>

(亜細亜大学経済学部教授)

---

注(35) この点は、本稿と連続する次の時代を扱った名著、Bayly, C. A., *Rulers, Townsmen and Bazaars, North Indian Society in the age of British expansion, 1770-1880*, Cambridge U. P., London, 1983. と関わる問題であることを一言述べておこう。